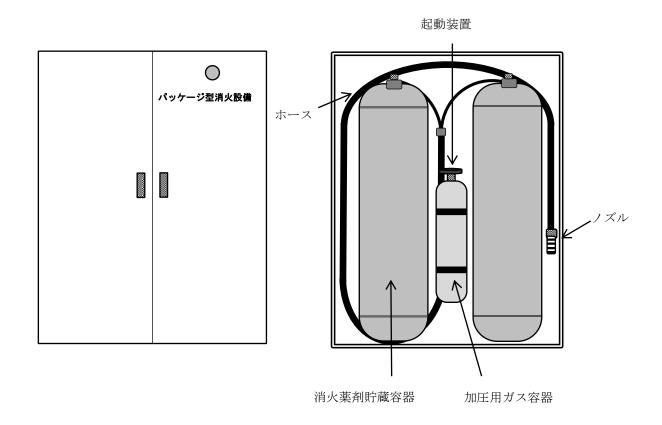
第27 パッケージ型消火設備

I 技術基準

1 構成

パッケージ型消火設備とは、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤(消火に供する水を含む。)を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものをいう(第27-1図参照)。



第27-1図 パッケージ型消火設備の構成(例)

2 用語の定義

- (1) パッケージ型消火設備告示 パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件 (平成 16 年消防庁告示第 13 号)をいう。
- (2) I型 パッケージ型消火設備告示第5及び第6においてI型として定める性能を有するものをいう。
- (3) Ⅱ型 パッケージ型消火設備告示第5及び第6においてⅡ型として定める性能を有するものをいう。
- (4) 消火薬剤貯蔵容器等 消火薬剤を貯蔵する容器、加圧用ガス容器及びこれらに付属する部品をいう。
- (5) ユニット 格納箱に消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器、ホース、ノズル等が収納されたものをいう。

3 適用対象

政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号並びに条例第 38 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第 1 (1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を危政令別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)であって、次に掲げるもの(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)に設置することができるものとする。

- (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定めるもの
 - ア I型 次に掲げるもの
 - (ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000 m以下のもの
 - (イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000 ㎡以下のもの
 - イ Ⅱ型 次に掲げるもの
 - (ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500 m以下のもの
 - (イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 ㎡以下のもの
- (2) 前(1)に掲げるもののほか、政令第29条の4又は条例第47条に基づき、パッケージ型自動消火設備告示の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、省令第13条第3項各号に掲げる部分

4 設置場所

次のいずれかに該当する場所は、前3に示す「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

- (1) 階段又は避難口等の出入口等が容易に見通すことができ、かつ、次のいずれかに該当する場所 ア 建基政令第 126 条の3に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動開放装 置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所
 - イ 「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1436 号)第1号から第3号までのいずれかに適合する場所で、その手動開放装置が当該パッケージ型消火設備の直近に設けてある場所
 - ウ 外気に面する外壁開口部が常時開放されたもので、かつ、当該開放部分の合計面積がパッケージ型消火設備設置場所の床面積の15%以上あり、その開放部分が一部分に偏っていない場所
- (2) 次に掲げる場所 浴室、便所、階段室、エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト等

5 ユニット

次のとおり設置すること。

- (1) 原則として、認定品を使用すること。◆
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (3) 地震等により倒れないように堅固に固定すること。
- (4) 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。
- (5) 40 度以下で温度変化の少ない場所に設けること。
- (6) 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。ただし、機器に影響を受けない措置が講じられている場合はこの限りでない。
- (7) ユニットの直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること。 なお、円錐型、平面型又はリング型等の表示灯を設置して支障ないものとする。
- (8) 第27表のすべてを考慮し、火災時において有効に放射できる位置に設置すること。

第27表 ユニットの設置位置

	I型	Ⅱ型
防火対象物の階ごとに、その階の 各部分から一のホース接続口まで の水平距離	20m以下	15m以下
防護する部分の面積	850 ㎡以下	500 ㎡以下
ホースの長さ	25m以上	20m以上
放射距離	棒状で放射した場合において、10m以下	

6 事務処理

(1) 特例申請関係

- ア 政令第29条の4第1項又は条例第47条の適用を受けようとする者から、その申出があった場合は、 条例第64条第1項の規定に基づく申請を求めること。
- イ 申請書の添付図書は、原則として次のものとすること。
 - (ア) 防火対象物の概要表及び図面(案内図、配置図、平面図、断面図等)
 - (イ) パッケージ型消火設備の概要表
 - (ウ) パッケージ型消火設備に係る図書
 - (エ) その他必要と認められる図書
- ウ 条例第47条を適用し、パッケージ型消火設備を設置する場合は、次により取り扱うこと。
 - (ア) 工事は、パッケージ型消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第1類、第2類又は第3類の 甲種消防設備士に行わせること。
 - (イ) 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出させて処理すること。
 - (ウ) 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出させて処理すること。
 - (エ) 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告するよう指導すること。
 - (オ) 定期点検は、消防設備士については第1類、第2類若しくは第3類の甲種消防設備士又は乙種消防設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者が行うよう指導すること。
- エ 条則別記第26号様式の基準の特例等適用通知書の条件又は理由欄の記載事項 政令第29条の4第1項を適用する場合は次の(ア)及び(イ)を、条例第47条を適用する場合は次の(ア) から(キ)までの事項のうち、該当する事項を記載すること。
 - (ア) 申請内容のとおり施工する旨
 - (4) 申請内容(条件)に変更が生じた場合は、原則として消防法令に基づく消防用設備等を設置する旨
 - (ウ) 工事については、パッケージ型消火設備の構造、性能、工事方法等に精通した第1類、第2類又は 第3類の甲種消防設備士が行う旨
 - (エ) 着工届は、法第17条の14の規定に準じて届出する旨
 - (オ) 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出する旨
 - (カ) 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告する旨
 - (キ) 定期点検は、消防設備士については第1類、第2類若しくは第3類の甲種消防設備士又は乙種消防 設備士とし、消防設備点検資格者については第1種消防設備点検資格者が行う旨

(2) 着工届関係

ア パッケージ型消火設備の着工届に係る添付図書で、前(1)、イにより添付した図書と重複するものにあっては、これを省略することができる。

イ 着工届の基準日

法第 17 条の 14 に定める工事に着手しようとする日とは、次によること。 パッケージ型消火設備のユニットの取付け工事を行おうとする日

Ⅱ 検査要領

[I] 外観検査

1 ユニット

- (1) 認定品である旨の表示がされていること。◆
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。
- (3) 地震等により倒れないように堅固に固定されていること。
- (4) 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えるよう措置されていること。
- (5) 40 度以下で温度変化の少ない場所に設けられていること。
- (6) 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けられていること。ただし、機器に影響を受けない措置が講じられている場合はこの限りでない。
- (7) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が I 型にあっては 20m以下、Ⅱ型にあっては 15m以下となるように設けられていること。
- (8) 防護する部分の面積は、I型にあっては850 m以下、II型にあっては500 m以下であること。
- (9) ホースの長さは、I型にあっては25m以上、II型にあっては20m以上であること。
- (10) ユニットの直近の見やすい箇所に赤色の灯火が設けられており、変形、損傷等がなく、点灯していること。

〔Ⅱ〕 性能検査

1 ユニット

(1) 方法

パッケージ型消火設備を設置する防火対象物において、ユニットから最も歩行距離が長い経路の部分に 対して、ホースを延長する。

(2) 合否の判定

ユニットからホースを容易に取り出すことができ、かつ、当該部分の直近(放射距離を考慮し、10m以下)まで延長でき、有効に放射できること。

2 放射試験

次によること。ただし、認定品を設置した場合については、放射試験を省略することができる。

(1) 方法

任意のユニットの起動装置を操作する。

(2) 合否の判定

次のすべてに適合すること。

- アーノズル開閉弁の操作が円滑に行われ、各接続部等からの漏れがなく、適正に放射されること。
- イ 放射量は、毎分、消火薬剤ごとに定められた量以上であること。
- ウ 放射時間は、I型にあっては2分以上、I型にあっては1分30 秒以上確保できること。
- エ 放射距離は、棒状で放射した場合において、10m以上であること。